
令和4年12月21日 部長会議

開催日時 令和4年12月21日(水) 午前9時00分から午前9時10分まで

開催場所 庁議室

出席者 市長、山本副市長、辻川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

欠席者 まちづくり協働部理事

議事概要 下記のとおり

1. 市長訓示

- ・19日(月)に11月定例市議会が閉会した。一般質問や各委員会の対応いただき感謝する。審議の過程で議員よりあった意見、提言については、今後の施策推進に反映していただくようお願いする。また、最終日に出産・子育て応援事業および草津のサンヤレ踊り普及啓発にかかる補正予算を提案し、可決されたところであるが、各事業の推進についても宜しく願う。
- ・今年も残すところ、仕事納めまで一週間となった。今年も新型コロナウイルス感染症への対応に追われた一年であったが、感染防止対策、ワクチン接種や各種給付金、応援チケットなどの経済対策、各事業に取り組むとともに、それぞれの担当業務に精励いただき感謝している。年末年始も出勤をして市民生活を守る施設や所属については、よろしく願う。年末年始に一年の疲れを癒し、来年に向けて英気を養うとともに、日頃から支えてくださっている御家族に感謝し、健やかな新年を迎えられることを、また、年明けにはともに良いスタートを切れることを願う。

2. 重要報告

(1)災害時要援護者避難支援プラン全体計画の改訂および個別避難計画の作成方針の策定について (策定方針)

【危機管理監から資料に基づき説明】

- ・災害時に自ら避難することが困難であって、避難のために支援が必要な避難行動要支援者については、平成22年度から災害時要援護者避難支援プラン全体計画に基づき、災害時要援護者登録制度を基本として、要援護者登録を実施してきたところであったが、令和3年5月の災害対策基本法が改正され、さらに要支援者ごとの個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となった。前回の部長会議において、地域防災計画の見直しにあたり、個別避難計画を明記した計画修正案について協議いただき、現在、パブリックコメントを準備しているところである。災害時要援護者登録制度の取組を拡充するため、実行計画として、健康福祉部および子ども未来部と調整が整ったところであり、災害が起きた段階では、災害対策本部の設置後、避難所運営等が通常の市の組織体制と異なることもあり、今回重要報告を行うものである。
- ・個別避難計画の作成の優先度が高いものを福祉的ケアの優先対象者というよりもハザードリスクの高いエリアを本市では中心に進めてまいりたいと考えている。優先度は地域ハザードの状況から、土砂災害警戒区域、その次は、浸水3メートル以上、もしくは50cm以上と段階的に広げていきたいと考えてい

る。

- ・ハザードリスクの高いエリア以外の市域全体での要介護、障害等級の高い方については、申し出があれば順次受付していくこととしている。
- ・今後、庁内外の関係者による連絡会議を個々に立ち上げ、必要があれば、地域調整会議で計画作成を実施する。その後、個別避難計画において協定を締結している福祉避難所への直接避難ができるよう公示していきたいと考えている。
- ・作成の進め方について、今年度は STEP1の推進体制整備、基本方針整備を進めてきた。次年度から STEP2から STEP6まで、対象者の選定から個別避難計画の作成までを行っていききたいと考えている。
- ・現行制度との変更点としては、現在の災害時要援護者登録制度から避難行動要支援者登録制度に改め、優先度の高いものについて個別避難計画を策定していくものである。優先度の高くないものについては、これまで通りの民生委員や地域において登録制度として策定していく予定をしている。なお、地域防災計画の実施計画であるため、地域防災計画のパブリックコメントを受けて、来年3月の公表に向けて進めていきたいと考えている。

(2) 財務書類(令和3年度決算)について

【資料:報2-1・2】

【総務部長から資料に基づき説明】

- ・地方公会計制度に基づく財務書類として、令和3年度決算に基づき、一般会計等、全体会計および連結会計の財務書類3表を作成したため、報告をさせていただく。
- ・【報2-1】のとおり、「貸借対照表」については、昨年度からの主な増減として、資産で32億円の増の理由として、(仮称)草津市立プールや、第二給食センターなどの施設整備によるものがあり、また、負債の16億円の減の理由として、市債の新規借入を抑制したことによるものである。このように、令和3年度においては、施設等の整備を行いつつ、基金については取崩しを抑制し、積立を行ったことで、資産が増えたところがポイントである。
- ・「行政コスト計算書および純資産変動計算書」については、令和3年度においては、税金等が対前年比21億円増額になったことなどから、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄できたところがポイントである。
- ・「資金収支計算書」については、支出を税金などで賄うことができたことから、収支全体で4億円の黒字になったことがポイントである。
- ・他の自治体との比較としては、【報2-2】のP9~10に記載のとおり。まず、比率が高いほど、施設の老朽化が進んでいるといえる「有形固定資産減価償却率」については、本市は53.1%で、他の自治体と比較し低い状況である。
- ・また、比率が高いほど財政状況が健全であるといえる「純資産比率」については、本市は77.4%で、他の自治体と比較し高い状況である。比率が高いほど、将来の世代が負担する割合が高いといえる「将来世代負担比率」については、本市は22.4%で、他の自治体と比較し低い状況である。
- ・貸借対照表の負債を市民一人当たり置き換えると366,297円であり、他の自治体と比較すると市民一人当たりの負債額は低い状況である。
- ・「受益者負担比率」については、4.7%であり、他の自治体と比較するとほぼ中央の数値であり、「市民一人当たり行政コスト」については、350,488円であり、他の自治体と比較すると低い状況である。
- ・このように、総じて、本市の財務状況は健全性を保っているものである。

- ・当該内容については、明日に正副議長説明を行い、ポスティングを予定している。

3. その他

【環境経済部長より】

- ・草津ブランドの厳選7品について、予約販売を行っているので周知させていただく。明日が締切のため、奮っての申込をお願いしたい。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp